

【答申の概要】 諮問第209号 特定の時期に特定の事業者が実施機関の指示に基づき提出した報告書の部分開示決定に対する異議申立て

件名	特定の時期に特定の事業者が実施機関の指示に基づき提出した報告書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象公文書	平成〇年〇月〇日付けで事業者Aが東部健康福祉センターあてに提出した報告書
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）及び第3号（事業活動情報）、第6号（事務又は事業に関する情報）
実施機関	静岡県知事
諮問期日	平成28年5月24日
主な論点	本件対象公文書に記載された情報のうち、実施機関が非開示とした個人宅の住所及び土地所有者氏名、並びに事業者A以外の事業者の所在地及び事業者名の非開示情報該当性

審査会の結論

静岡県知事の決定は妥当である。

審査会の判断

1 本件対象公文書の性質及び内容

実施機関の意見書によれば、本件対象公文書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条に基づく立入検査での調査を補足するために、行政指導により事業者Aに報告を求めた結果、提出されたものとのことで、その内容は、事業者Aが特定の個人宅に搬入した土砂の搬入経緯等に関する報告であり、冒頭の「報告要旨」及び「(1)盛土材発生場所」、「(2)盛土数量」、「(3)経過説明」で構成されている。

なお、法第19条に基づく立入検査は、廃棄物の適正な処理を確保するため、行政処分や広く廃棄物の処理に関する指導監督を行うことを目的とし、事業場等へ立ち入り、廃棄物の処理状況等に関して調査を行うものとされている。

2 非開示情報該当性について

(1) 個人宅の住所及び土地所有者の氏名

実施機関は、本件対象公文書のうち、

ア 冒頭の「報告要旨」に記載された事業者Aが土砂を搬入した現場の住所（字名及び番地）及び土地所有者の氏名

イ 「(1)盛土材発生場所」の1件目から4件目の発生現場又は発生場所欄に記載された住所（字名及び番地）及び土地所有者の氏名

について、条例第7条第2号に該当することを理由に、非開示としている。

これらの情報は、個人宅を示す住所（字名及び番地）及び氏名であり、条例第7条第2号本文の特定の個人に関する情報に該当する。また同号ただし書アからウまでの

いずれにも該当しないため、非開示とするのが妥当である。

(2) 事業者の所在地及び事業者名

実施機関は、本件対象公文書のうち、

ア 「(1)盛土材発生場所」の5件目の発生場所欄に記載された住所（字名及び番地）及び事業者名

イ 「(1)盛土材発生場所」の搬入業者又は施工業者欄に記載された住所（字名及び番地）及び事業者名

について、条例第7条第3号に該当することを理由に、非開示としている。また、意見書において、これらの情報は、同条第6号にも該当するとの主張を追加している。

これらの情報のうち、アの情報は事業者Aが土砂を購入した事業者の所在地及び事業者名、イの情報は事業者Aから土砂の搬入又は各種工事を請け負った事業者の所在地及び事業者名である。

これらの情報は、事業者Aの工事請負等の取引先であるという、通常公表されない内部管理に属する情報であり、当該情報を公にした場合、取引先からの信頼が損なわれ、以後の事業に支障を来すなど、事業者Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

さらに、本件対象公文書に記載されている事業者Aの取引先である事業者が、廃棄物が含まれる土砂に関わっていると確定しているわけではないとしても、本件対象公文書が、事業者Aが法第19条に基づく実施機関の立入検査を受け、その指導を受けて提出したものであることを考慮すると、当該情報を公にした場合、当該事業者らが廃棄物の不適正処理等の違法行為に関わった事業者であるなどの憶測を呼び、風評被害により信用低下を招く等、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、ア及びイの情報は、条例第7条第3号アに該当し、同号ただし書にも該当しないことから、実施機関が追加で主張している同条第6号該当性を判断するまでもなく、非開示とするのが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、個人宅の建築残土から廃棄物が出るのは不自然であり、その原因を究明する目的を有していることや、自宅敷地から廃棄物が掘り出され、多大な不利益を被っている被害者であることを理由に、本件対象公文書の全部開示を求めている。

しかしながら、条例上の開示請求制度は、何人に対しても開示請求の目的を問わず開示請求権を認めるもので、公文書に記録されている情報の開示、非開示の判断は、本人であるとか利害関係者であるとかといった開示請求者の属性や請求理由、使用目的等にかかわらず、当該開示請求の対象となった情報の内容によりなされるものである。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。